

令和5年11月24日

米沢市教育委員会
教育長 土屋 宏 様

米沢市立小・中学校通学区域審議会
会長 石 崎 毅

中学校の通学区域の変更について（答申）

令和5年9月25日付け教学第879号で諮問のありましたことについて、慎重に審議した結果、当審議会の意見は次のとおりとします。

米沢市立第一中学校、第二中学校及び第四中学校の通学区域の変更について

本市においては、子ども達にとってより良い教育環境と教育の質を確保するため、小中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいるところですが、現在の中学校の通学区域を見てみると、一つの小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている学校が相当数（小学校6校）見受けられます。このような状況は、小学校を卒業して期待を抱き中学校へ入学する子ども達にとって、大きな不安材料の一つとなっています。小学校の6年間で培った子ども達同士の絆をもって中学校へ進み、それを背景にしつつ、新たな人間関係の形成ができるように、一つの小学校から一つの中学校へ進学できる形に中学校の通学区域を変更することは適切であると考えます。

また、かかる通学区域の変更を実施することにより、本市が目指している小学校から中学校までの9年間を通した小中連携による教育の充実について、施設分離型による小中一貫教育の基盤の構築が期待できることから、極めて有益であるものと考えます。

なお、かかる通学区域の変更を行うに際しては、変更後の新たな中学校までの通学の安全を確保するため、道路上の危険箇所や年間を通じた登下校時の安全確認を行った上で、必要に応じて通学に係る補助等の支援措置や降雪期における確実な除雪を実施する等の十分な配慮をお願いします。

この度の通学区域の変更に伴い、変更前と変更後において、各中学校までの通学距離が著しく遠くなるといった状況にはないと認められるところですが、通学区域の変更により子ども達及び保護者が不安を抱き、その解消のための配慮を求めた場合には、各中学校と教育委員会が一緒になって、当該生徒、保護者に寄り添った対応をお願いします。

以上、2つの配慮をお願いしつつ、上記の理由により、現在の中学校の通学区域について、第二中学校及び第四中学校がそれぞれ統合し新たな統合中学校が開校する令和8年4月1日から、下記のとおり変更することは適当であると判断いたしました。

記

- （1）現在の第二中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。
- （2）現在の第四中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。
- （3）現在の第一中学校の通学区域の一部を第二中学校（「(仮称) 南西中学校」）の通学区域に変更する。

(1) 第二中学校から第一中学校の通学区域に変更する区域

1	中央一丁目の一部	2番8号から34号まで、3番、4番、5番、6番9号から19号まで、7番12号から19号まで、8番、9番、10番、11番、12番7号から19号まで
2	門東町一丁目の一部	5番24号から33号まで
3	門東町二丁目	全区域
4	門東町三丁目の一部	1番、2番、3番1号から27号まで、3番41号から45号まで、4番
5	城北一丁目の一部	7番15号から25号まで、8番7号から39号まで
6	大町三丁目の一部	3番20号から43号まで、4番19号から44号まで、5番、6番
7	大町四丁目の一部	3番8号から21号まで、4番22号から52号まで、5番、6番
8	大町五丁目の一部	3番20号から29号まで、4番7号から39号まで
9	松が岬二丁目の一部	1番1号、1番71号から86号まで、2番1号から3号まで、2番70号から74号まで、3番1号から4号まで、3番44号から54号まで、5番1号から4号まで、5番40号から46号まで、6番1号から7号まで
10	松が岬三丁目の一部	1番6号から51号まで、2番、3番、4番、5番、6番
11	丸の内一丁目の一部	1番、5番、6番、7番、9番1号から3号まで、9番25号から30号まで
12	丸の内二丁目の一部	1番6号から41号まで、2番、3番、4番、5番5号から50号まで

(2) 第四中学校から第一中学校の通学区域に変更する区域

1	中央一丁目の一部	1番、2番1号から7号まで、2番35号から47号まで、6番1号から8号まで、6番20号から23号まで、7番1号から11号まで、7番20号から36号まで、12番1号から6号まで、12番20号から34号まで、13番、14番
2	中央二丁目の一部	1番1号から13号まで、1番29号から32号まで、2番1号から8号まで、3番、4番、5番、6番1号から29号まで
3	中央三丁目の一部	2番1号から20号まで、3番、4番、5番5号から29号まで、6番12号から34号まで、9番2号から31号まで、10番
4	中央四丁目の一部	1番18号から51号まで、2番1号から14号まで、2番35号から43号まで
5	門東町三丁目の一部	3番28号から40号まで
6	城北一丁目の一部	2番8号から35号まで、3番4号から27号まで
7	大町五丁目の一部	2番22号から28号まで、4番1号から6号まで、4番40号から56号まで、5番
8	桜木町の一部	1番、2番70号から84号まで
9	松が岬三丁目の一部	1番5号
10	丸の内二丁目の一部	1番1号から5号まで、1番42号から72号まで、5番1号から4号まで、5番51号から67号まで
11	鍛冶町	全区域
12	立町	全区域

(3) 第一中学校から第二中学校（「(仮称) 南西中学校」）の通学区域に変更する区域

1	相生町の一部	7番64号から104号まで
2	大町一丁目の一部	1番1号から17号まで、1番35号から61号まで、2番1号から16号まで、2番32号から59号まで
3	大町二丁目の一部	1番、2番、3番1号から30号まで、3番67号から71号まで
4	福田町一丁目	全区域
5	福田町二丁目の一部	1番、2番、3番1号から116号まで、3番124号から173号まで